

キャリアコンサルタント養成講座 「専門実践教育訓練対象講座」指定のご案内

日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座は、「専門教育訓練給付金対象講座」の指定講座になりました。

2017年10月開講の講座より、対象になります。

当該給付金制度をご利用いただくと、受講料の最大60%が支給されます。

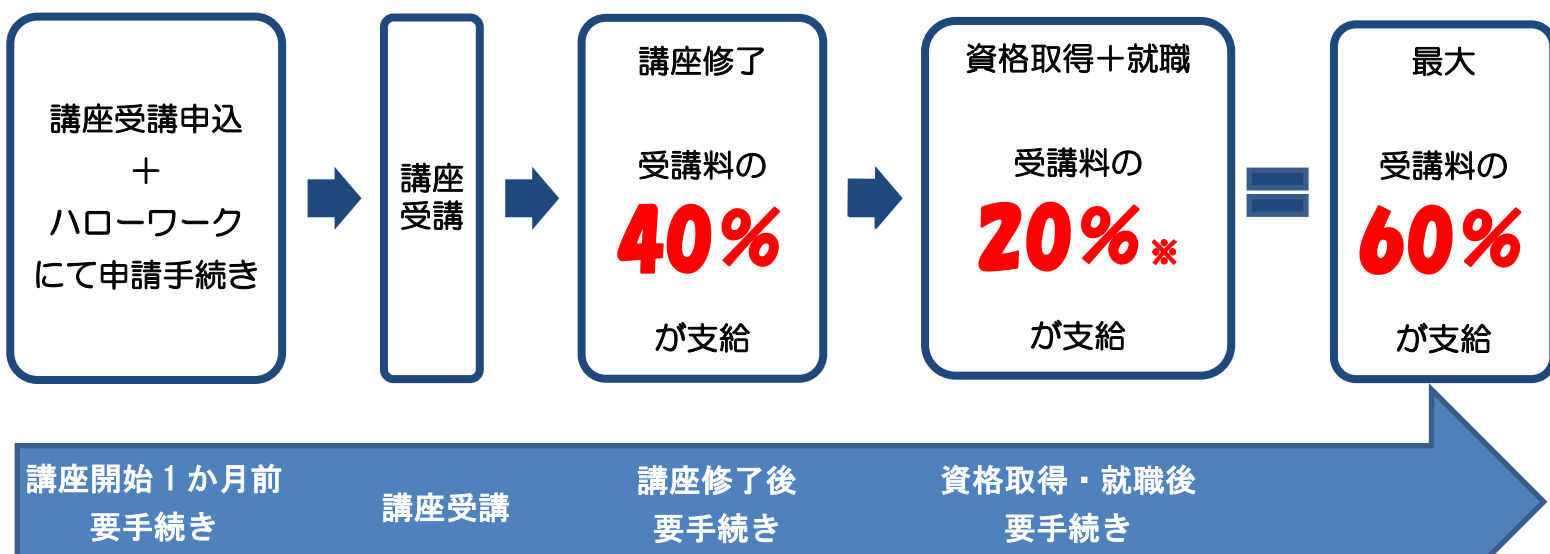
名称	指定番号	訓練期間	教育訓練経費 (一般価格)	受講形態	受講開始
公益財団法人日本生産性本部 キャリアコンサルタント養成講座	481731720010	3ヶ月	367,200円 (一般)	通信+通学	講座開校日

専門実践教育訓練について

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（**在職者**）、または被保険者であった方（**離職者**）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限有り）をハローワークから支給する制度です。

講座受講開始の**1か月前まで**に、ご自身の住所を管轄するハローワークにて所定の手続きをする必要があります。

支給までの流れ



※資格取得・就職後の20%の支給について

1. 在職者の方は、資格取得した場合に支給
2. 離職者の方は講座修了から1年以内に資格取得の上、一般被保険者として雇用された場合に支給

専門実践教育訓練給付金が適用された場合の受講料

1. 公益財団法人日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座（東京）を受講した場合の例（一般価格）



2. 公益財団法人日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座（東京）を受講した場合の例（会員割引価格）

※割引については、パンフレットまたはホームページをご確認下さい。



支給対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

①雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という）に雇用保険の被保険者の方であり、かつ支給要件期間が10年以上ある方

②雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行なわれた場合には最大4年以内）であり、かつ支給要件期間が10年以上ある方

※上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受講した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要。）

受講開始日

ホームページに記載されている講座日程の第1講義日が受講開始日になります。講座の日程につきましては、HP内「受講案内」各講座ページよりご確認ください。

申請手続きについて

<受講前に必要な手続き>

専門実践教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングにおいて就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、必要書類をハローワークへ提出下さい。

この手続きは、受講開始日の **1か月前まで** に行う必要があります（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要です。）。

1. 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格の確認
2. 訓練前キャリアコンサルティングの受講及びジョブ・カードの交付
3. 申請手続き

<受講開始～修了までに必要な手続き>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続きは、教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出する必要があります。

<資格取得・就職後に必要な手続き>

資格取得後・就職後、一定の期間内に申請手続きを行なっていただく必要があります。

※受給資格要件・申請手続き・申請書類の詳細については、ご本人の住所を管轄するハローワークへご確認ください。

また、下記の参考ページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

教育訓給付金制度について

専門実践教訓練育給付金の受給資格や申請手続き等については、ご自身で直接、ご自身の住所を管轄するハローワークにてご確認下さい。

■全国ハローワーク所在案内（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

■参考資料

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

※留意点

講座受講開始の1か月前までに、ご自身の住所を管轄するハローワークにて所定の手続きをする必要があります。